

9/4 三月

統一協会に過料要求へ

文科省解散請求も検討

統一協会（世界平和統一家庭連合）に対する宗教法人法に基づく「報告徴収・質問権」を巡り、協会が適切に回答していないとして、文部科学省が近く過料を科すよう裁判所

同省は、請求の可否を判断するため、これまでの調査で収集した資料の精査など詰めの作業を行っています。

同省は昨年11月、法令違反など解散命令の要件に該当する疑いがあるとして、初めて質問権の行使に踏み切りました。これまで計7回にわたり協会に対し

金、裁判などに関する

報告を求め、いずれも

文科相は近く、詰問機

期限内に関連する資料などの提出を受けまし

た。政府関係者による回答していないものが複数あったといいま

す。

同法とは、質問権の行使に対し回答しなか

つたり、虚偽の回答だったりした場合、代表

権行使と同時に、高額

献金をした元信者のからも話を聞くなど実態

を調査。解散命令の要件となる「組織性、悪

質性、継続性」の立証に向け、収集した客観的事実の精査を行っ

ています。永岡桂子文部

科学相は近く、詰問機